

# 須賀川市市営住宅の入居申込について

市営住宅とは、住宅に困窮している低額所得者に対して、低廉な家賃で賃貸することを目的とする住宅です。一般の民間賃貸住宅とは、申込資格や入居に関する手続き、更には住宅の設備などいろいろと異なる点がありますので、市営住宅の「特性」や「きまり」を十分に理解したうえで、お申込みください。

また、市営住宅は、たくさんの方が入居していますので、快適な環境づくりのために、積極的に町内会等へ参加してください。町内会等へ参加できないという方は入居申込をご遠慮ください。

## 募集時期や回数について

入居募集は、年に5回、5・8・11・1・3月に行い、前月の20日頃に、建築住宅課の窓口及びホームページで募集住宅を発表し、募集月には広報誌にも掲載します。なお、空き住宅がない場合は、募集をしない場合もあります。

## 申込方法について

募集月の月初めが申込期間となっており、入居申込に必要な資格などがありますので、2Pを参照ください。なお、申込は所定の申込書、所得証明書、納税証明書及び住民票等が必要となりますので、詳しくはお問い合わせください。

### 1. 申込先

須賀川市建築住宅課・市営住宅係 ☎0248-88-9152（直通）

建築住宅課へ直接お申し込みください。

※電話での申し込みはできません。

### 2. 申込期間

各入居募集の際に設定された期間（募集月の月初めから概ね13日前後）となります。申込期間外の受付はできませんので、申込を希望される場合は、各募集月の申込期間内にお申し込みください。なお、募集住宅については、事前に場所等を確認してから申し込みください（内覧はできませんが、外観や入口までの経路など下見するようお願いいたします）。

### 3. 申込戸数

申込は、募集住宅（空家）の中から1戸だけとなりますので、一人で複数の住宅を申込みことはできません（一般住宅と優先入居住宅を両方申込みすることもできません）。なお、申込みがなかった住宅については、随時募集いたしますので、建築住宅課へお問い合わせください。

### 4. 選考方法

申込受付期間内に申込があったものについて、市営住宅条例に定めるところにより審査し決定します。なお、申込が多数の場合は、月末に公開抽選により入居予定者を決定します。

### 5. 入居許可日（入居可能日）

募集月の翌月の中旬が入居許可日となります。入居後は速やかに住所を異動し、新しい住民票を建築住宅課に提出していただきます（入居許可日から20日以内に住所を異動願います）。

## 市営住宅の入居資格について

市営住宅は、住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸する住宅ですので、入居の際には各種の制限があります。入居資格は下記のとおりとなります（兄弟・姉妹での申し込みはできません）。

### 1. 市営住宅の入居資格

次の7つの入居資格に全て該当する方が、市営住宅の入居申し込みができます。

- (1) 同居親族があること（婚姻の予約者も含む）。  
単身で申し込みできる例外もあります。「2. 市営住宅の単身入居資格」を参照ください。  
結婚予定で申し込む方は、入居までに婚姻届を済ませることが条件となります。
- (2) 入居申込した日において、政令で定める一定の収入金額以内であること（3P参照）。
- (3) 現に住宅に困窮しており、入居予定者が住宅等を所有していないこと。
- (4) 須賀川市内に住所又は勤務場所を有すること。
- (5) 税金等を滞納していない者であること（介護保険料、保育料なども含みます）。  
うっかり納め忘れがある方がいます。申込添付書類の納税証明書等を取る際に、納め忘れがないか確認してください。
- (6) 家賃を支払う能力を有し、独立の生計を営む者であること。
- (7) 暴力団員でないこと。

### 2. 市営住宅の単身入居資格

上記の(2)～(7)全ての要件を満たし、かつ次の条件に一つでも該当する方は、単身（独身のひとり世帯）でも市営住宅の入居申し込みができます（※配偶者がいて世帯を分けているだけの場合は不可です）。

- (1) 60歳以上の方
- (2) 身体障がい者手帳の1～4級、精神障がい手帳の1～3級、療育手帳AまたはBを所持している方。  
常時の介護を必要とするが、これを受けることができない場合は除く
- (3) 戦傷病者（認定を受け、条件に該当する方）
- (4) 被爆者（認定されている方）
- (5) 生活保護を受給している方
- (6) 海外からの引揚者（引き上げ後、5年以内の方）
- (7) ハンセン病療養所入所者等（認定されている方）
- (8) DV被害者（保護終了後5年以内の方、命令後5年以内の方）

### 3. 優先入居住宅申込者資格

高齢者世帯、母子・父子世帯等に対して、優先入居住宅として入居者を募集することもあります。優先入居住宅の申込者資格は、市営住宅の入居資格要件のほかに次のいずれかに該当する世帯であることです。

- (1) 高齢者世帯  
入居予定者が60歳以上であり同居予定者のすべてが次のいずれかに該当する世帯（**単身者は該当になりません**）。

① 配偶者 ② 18歳未満の者 ③ 戦傷病者または身体障がい者（1～4級まで）である方 ④ 60歳以上の方

- (2) 父子・母子世帯  
20歳未満の子を扶養する方が世帯主である世帯
- (3) 身体障がい者世帯（単身入居可）  
生計上主たる所得を有する者が、戦傷病者もしくは身体障がい者（1級から4級まで）である世帯

# 入居世帯の収入基準について

市営住宅は、**公営住宅法**などで定める基準を超える収入があると、申し込みはできません。  
ただし、無収入の方でも申し込むことができます（家賃はかかります）。

## 1. 収入基準（所得月額）

H25. 4. 1～

※公営住宅施行令（政令）、須賀川市営住宅条例第6条第1項第2号及び第7条

世帯区分	公営住宅	改良住宅 (和田池団地1～126号)
一般世帯	158,000円	114,000円
裁量世帯	214,000円	139,000円

※裁量世帯とは、**高齢者世帯**（入居者が60歳以上で同居親族が60歳以上か18歳未満の世帯）、**身障者**（身体障がい者手帳1～4級、精神障がい手帳1または2級、療育手帳AまたはB）のいる世帯、**小学校就学前の子がいる世帯**です。

## 2. 所得月額の計算方法

入居申込みをする場合の所得月額は、**家族全員の所得の合計金額**が対象となります。（過去1年間の所得）

$$\text{所得月額} = \frac{\text{所得控除後の金額} - [\text{扶養控除} (38\text{万円} \times \text{扶養親族数})]}{12}$$

※世帯構成によって控除額が増える場合があります。

例) 上記計算方法による所得月額が収入基準よりも少ない場合 所得月額 < 収入基準 は **申込可**  
" 多い場合 所得月額 > 収入基準 は **申込不可**

## 3. 参考

収入基準の年収換算表（給与収入の場合）になります。入居申込の際の参考にしてください。

### 公営住宅

単位：円

家族数	1人	2人	3人	4人	5人	6人
一般世帯	2,967,999	3,511,999	3,995,999	4,471,999	4,947,999	5,423,999
裁量世帯	3,887,999	4,363,999	4,835,999	5,311,999	5,787,999	6,263,999

### 改良住宅（和田池団地1～126号）

単位：円

家族数	1人	2人	3人	4人	5人	6人
一般世帯	2,211,999	2,755,999	3,299,999	3,811,999	4,287,999	4,763,999
裁量世帯	2,643,999	3,183,999	3,711,999	4,187,999	4,663,999	5,135,999

## 申込時の注意点について

市営住宅の申込をする際には、下記の点を十分ご確認のうえお申込みください。

### ◆入居資格の取り消しについて

無競争及び当選後でも入居資格が無いことが判明した場合や、期限内に建築住宅課の指示する住宅の契約に係る書類(請書など)の提出できなかった場合は、入居資格が取り消されます。

### ◆連帯保証人について

連帯保証人には民法等の定めるところにより、重要な責任が生じますので、**申し込み前に説明・依頼**をしておき、「**当選したが、連帯保証人が用意できなかった。**」ということのないようにしてください。

※連帯保証人の印鑑証明書、所得証明書、納税証明書が必要になります。

※連帯保証人を立てることが困難な場合は、自己負担による家賃保証会社との契約も選択できますので、お問い合わせください。

## 《連帯保証人の条件》

- (1) 県内に居住する三親等内の親族。
- (2) 独立の生計を営み、親族の扶養になっていない者。
- (3) 入居者と同程度以上の収入又は資産を有し、確実な保証能力を有する。
- (4) 公営住宅の入居者でないこと。
- (5) 市町村税等を滞納していないこと。
- (6) 暴力団員でないこと。

### ◆敷金について

入居が許可されると、入居許可日に敷金を納めていただきます。**敷金は、入居決定時の月額家賃の3カ月分**となります。

### ◆ペットの飼育の禁止について

犬、猫、鳥、その他の小動物(ペット)の飼育はできません。

### ◆家賃の滞納と明渡し請求について

毎月の家賃は納期内(原則月末)に納めていただくようになります。**3カ月以上滞納すると住宅を明渡ししていただくこととなります。**また、滞納が発生した場合は、**連帯保証人等へ連絡し、連帯保証人等へ請求すること**になります。

### ◆住宅管理人について

入居者の中から選出された管理人は共用設備の管理等を行います。管理人は入居者の中で担当していただいておりますので、ご自分の番がくることもあります。

### ◆迷惑行為の禁止について

騒音、住宅内外の悪臭等、周辺の迷惑になる行為はしないでください。市営住宅は住居が隣接する共同住宅です。無神経に騒音を発生させることは近隣入居者の迷惑となります。しかし、上階入居者などの生活音は共同住宅であるため、止むを得ない場合もありますので、お互いの配慮が必要となります。

### ◆家賃について

建物の築年数や部屋の広さなどにより家賃が設定されます。その中から所得に応じて、入居者の家賃が決定されます。**家賃は毎年度計算されます**ので、所得や控除の状況が変わらない場合でも、金額が若干変動する場合があります。なお、改良住宅においては、収入超過者(一定の収入基準を超えた場合)となった場合、家賃が高くなります。

### ◆共益費について

共用部分の電気料等については、**入居者負担**となり、団地ごとに自治会で管理しています。共益費の額は団地ごとに異なりますが、毎月1,000円~3,000円程度の負担のようです。

### ◆駐車場使用料について

駐車場がある団地では、**駐車場を利用される場合には1台1,500円/月の駐車場使用料**がかかります。(原則1世帯1台)なお、入居が決定した後の、駐車場の管理や駐車場使用の相談窓口は、団地内の入居者で組織する「**駐車場管理会**」となります。

### ◆風呂について

一部の市営住宅を除き、**浴槽と給湯器、風呂釜などは入居者の負担で設置**していただくこととなります。(浴室はありません。)

風呂リースの住宅については、**ガス会社と風呂設備等のリース契約を締結し、定められたリース料を毎月(家賃とは別に)ガス会社に直接お支払い**していただきます。なお、リース料は団地や入居する部屋によって異なりますが、概ね月額1,500円~3,500円程度となります。また、浴室のみの団地については、ご自分で浴槽や給湯器を購入して設置いただくか、レンタルしていただくようになりますが、**浴槽及び給湯器のレンタル料は月額1,500円~2,000円程度**のようです。詳しくは入居決定後、**ガス会社に直接お問い合わせ**ください。

### ◆お問い合わせ先

〒962-8601 須賀川市八幡町 135 番地 須賀川市建築住宅課市営住宅係 電話 (0248) 88-9152